

○島田市普通公園条例施行規則

平成20年3月28日

規則第14号

改正 令和2年3月30日規則第20号

令和2年7月10日規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市普通公園条例（平成20年島田市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第2条 条例第4条、条例第5条第1項及び第2項並びに条例第6条第1項の規定による申請書及び許可書の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 普通公園施設設置許可申請書（様式第1号）
- (2) 普通公園施設管理許可申請書（様式第2号）
- (3) 普通公園施設設置（管理）許可事項変更許可申請書（様式第3号）
- (4) 普通公園占用許可申請書（様式第4号）
- (5) 普通公園占用許可事項変更許可申請書（様式第5号）
- (6) 普通公園内行為許可申請書（様式第6号）
- (7) 普通公園内許可行為変更許可申請書（様式第7号）
- (8) 普通公園施設設置許可書（様式第8号）
- (9) 普通公園施設管理許可書（様式第9号）
- (10) 普通公園施設設置（管理）許可事項変更許可書（様式第10号）
- (11) 普通公園占用許可書（様式第11号）
- (12) 普通公園占用許可事項変更許可書（様式第12号）
- (13) 普通公園内行為許可書（様式第13号）
- (14) 普通公園内許可行為変更許可書（様式第14号）

(令2規則20・旧第2条繰下、令2規則55・旧第5条繰上)

(使用の届出を要する普通公園施設)

第3条 条例第9条第1項の規則で定める普通公園施設は、別表のとおりとする。

(令2規則20・旧第3条繰下、令2規則55・旧第6条繰上・一部改正)

(使用料の減免申請)

第4条 条例第17条の規定によりその例によることとされる島田市都市公園条例（平成17年島田市条例第130号）第18条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、普通公園使用料減免申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（令2規則20・旧第4条繰下、令2規則55・旧第7条繰上・一部改正）

（使用料の還付申請）

第5条 条例第17条の規定によりその例によることとされる島田市都市公園条例第19条第2号の規定により使用料の還付を受けようとする者は、普通公園使用料還付申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（令2規則20・旧第5条繰下、令2規則55・旧第8条繰上・一部改正）

（指定管理者の指定の申請に関する書類）

第6条 条例第17条の規定によりその例によることとされる島田市都市公園条例第32条に規定する申請書及び事業計画書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 申請書 指定管理者指定申請書（様式第17号）
- (2) 事業計画書 指定公園事業計画書（様式第18号）

（令2規則55・追加）

（指定の通知）

第7条 条例第17条の規定によりその例によることとされる島田市都市公園条例第33条の規定により指定管理者を指定するときは、指定管理者指定書（様式第19号）により指定する法人等に通知する。

（令2規則55・追加）

（指定の取消し）

第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すときは、指定管理者指定取消通知書（様式第20号）により当該法人等に通知する。

（令2規則55・追加）

（指定管理者が使用する申請書等の様式）

第9条 指定管理者が条例第12条各号に規定する管理の業務を行う場合に使用する様式は、この規則に定める様式に準ずるものとする。

（令2規則55・追加）

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令2規則20・旧第6条繰下、令2規則55・旧第9条繰下)

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日規則第20号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月10日規則第55号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

(令2規則20・令2規則55・一部改正)

普通公園の名称	普通公園施設
童子沢親水公園	バーベキュー広場
	炊飯棟
	野外炉
家山ふれあいスポーツ広場	グラウンド
	庭球場

様式第1号（第2条関係）

普通公園施設設置許可申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
 氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕 ㊟

島田市普通公園条例第4条第1項の規定により、次のとおり普通公園施設の設置の許可を受けたいので申請します。

設置しようとする 普通公園施設	名 称	
	場 所	
設 置 の 目 的		
設 置 の 期 間		
年 月 日から 年 月 日まで		
使 用 面 積		
平方メートル		
普通公園施設の構造及び規模		
普通公園施設の管理の方法		
工 事 実 施 の 方 法		
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期		
年 月 日着手 年 月 日完了		
原 状 回 復 の 方 法		
そ の 他 必 要 な 事 項		

(注) 設計書、仕様書及び図面を添付すること。

様式第2号（第2条関係）

普通公園施設管理許可申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名] ㊟

島田市普通公園条例第4条第1項の規定により、次のとおり普通公園施設の管理の許可を受けたいので申請します。

管理しようとする 普通公園施設	名 称	
	場 所	
管 理 の 目 的		
管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
管 理 の 方 法		
そ の 他 必 要 な 事 項		

様式第3号（第2条関係）

普通公園施設設置（管理）許可事項変更許可申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 [法人にあつては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名] ㊞

島田市普通公園条例第4条第1項後段の規定により、次のとおり普通公園施設設置（管理）許可事項の変更の許可を受けたいので申請します。

設置（管理）して いる普通公園施設	名 称	
	場 所	
既に受けた許可事項の概要		
変 更 す る 事 項		
変 更 す る 理 由		
そ の 他 必 要 な 事 項		

(注)

- 1 設計書、仕様書及び図面を添付すること。
- 2 施設設置（管理）の許可書を添付すること。

様式第4号（第2条関係）

普通公園占用許可申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 [法人にあっては、その主たる事務所の所在地]
 氏名 [法人にあっては、その名称及び代表者の氏名] ㊦

島田市普通公園条例第5条第1項の規定により、次のとおり普通公園の占用の許可を受けたいので申請します。

占用する普通公園の名称	
設置する工作物その他の物件又は施設の構造	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占用の場所及び面積	平方メートル
占用物件の管理の方法	
工 事 実 施 の 方 法	
工事の着手及び完了の時期	年 月 日着手 年 月 日完了
公園の復旧方法	
その他必要な事項	

(注) 設計書、仕様書及び構造を示す図面を添付すること。

様式第5号（第2条関係）

普通公園占用許可事項変更許可申請書

年 月 日

島田市長

住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
申請者
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕 ㊦

島田市普通公園条例第5条第2項の規定により、次のとおり普通公園占用許可事項の変更の許可を受けたいので申請します。

普通公園の名称	
既に受けた許可の概要	
変更する事項	
変更する理由	
その他必要な事項	

(注) 設計書、仕様書及び構造を示す図面を添付すること。

様式第6号（第2条関係）

普通公園内行為許可申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名] ㊟

島田市普通公園条例第6条第1項の規定により、次のとおり普通公園内の行為の許可を受けたいので申請します。

普通公園の名称	
行為の位置	別紙図面のとおり
行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用面積	平方メートル
その他必要な事項	

(注) 行為の位置を示す図面を添付すること。

様式第7号（第2条関係）

普通公園内許可行為変更許可申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名] ㊞

島田市普通公園条例第6条第1項後段の規定により、次のとおり普通公園内許可行為の変更の許可を受けたいので申請します。

普通公園の名称	
許可行為の内容	
変更する事項	
変更する理由	
その他必要な事項	

(注)

- 1 行為の位置を示す図面を添付すること。
- 2 普通公園内行為の許可書を添付すること。

様式第8号（第2条関係）

普通公園施設設置許可書

第 年 月 日 号

住所

氏名

島田市長

印

年 月 日付けで申請のあった普通公園施設の設置について、次のとおり許可します。

設置する普通公園施設	名称	
	場所	
設置の目的		
設置の期間		年 月 日から 年 月 日まで
使用面積		平方メートル
普通公園施設の構造		
普通公園施設の管理の方法		
工事実施の方法		
工事の着手及び完了の時期		年 月 日着手 年 月 日完了
使用料		円
許可条件	1 島田市普通公園条例の規定を守ること。 2 使用料が改正された場合は、改正後の使用料とする。	

様式第9号（第2条関係）

普通公園施設管理許可書

第 年 月 日 号

住所

氏名

島田市長

印

年 月 日付けで申請のあった普通公園施設の管理について、次のとおり許可します。

管理する普通公園施設	名 称	
	場 所	
管 理 の 目 的		
管 理 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
管 理 の 方 法		
使 用 料		円
許 可 条 件	1 島田市普通公園条例の規定を守ること。 2 使用料が改正された場合は、改正後の使用料とする。	

様式第10号（第2条関係）

普通公園施設設置（管理）許可事項変更許可書

第 年 月 日 号

住所

氏名

島田市長

印

年 月 日付けで申請のあった普通公園施設設置（管理）許可事項の変更について、次のとおり許可します。

設置（管理） している普通 公園施設	名 称	
	場 所	
変 更 し た 事 項		
変 更 し た 理 由		
設置（管理）の期間		年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料		円
許 可 条 件	1 島田市普通公園条例の規定を守ること。 2 使用料が改正された場合は、改正後の使用料とする。	

様式第11号（第2条関係）

普通公園占用許可書

第 号
年 月 日

住所

氏名

島田市長



年 月 日付けで申請のあった普通公園の占用について、次のとおり許可します。

普通公園の名称	
設置する工作物、 その他の物件又は施設	
占用の目的	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占用の場所及び面積	平方メートル
使用料	円
許可条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 島田市普通公園条例の規定を守ること。 2 普通公園の管理上その他公共の福祉のため必要があるときは、許可の取消し又は占用物件の改築、移転、除去を命ずることがある。ただし、これによって生ずる費用及び損害は補償しない。 3 普通公園占用に際して、普通公園施設（樹木、さく、その他構造物）を使用してはならない。 4 使用料が改正された場合は、改正後の使用料とする。

様式第12号（第2条関係）

普通公園占用許可事項変更許可書

第 年 月 日 号

住所

氏名

島田市長



年 月 日付けで申請のあった普通公園占用許可事項の変更について、次のとおり許可します。

普通公園の名称	
変更する事項	
変更する理由	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料	円
許可条件	1 島田市普通公園条例の規定を守ること。 2 使用料が改正された場合は、改正後の使用料とする。

様式第13号（第2条関係）

普通公園内行為許可書

第 号
年 月 日

住所

氏名

島田市長



年 月 日付けで申請のあった普通公園内行為について、次のとおり許可します。

普通公園の名称	
行為の位置	別紙図面のとおり
行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用面積	平方メートル
使用料	円
許可条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 島田市普通公園条例の規定を守ること。 2 使用料が改正された場合は、改正後の使用料とする。

様式第14号（第2条関係）

普通公園内許可行為変更許可書

第 年 月 日 号

住所

氏名

島田市長



年 月 日付けで申請のあった普通公園内許可行為の変更について、
次のとおり許可します。

普通公園の名称	
変更する事項	
変更する理由	
行為の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用料	円
許可条件	1 島田市普通公園条例の規定を守ること。 2 使用料が改正された場合は、改正後の使用料とする。

様式第15号（第4条関係）

普通公園使用料減免申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 ㊟

次のとおり普通公園の使用料の減免を受けたいので申請します。

普通公園の名称	
使用年月日	年 月 日から 年 月 日まで
使用の目的	
減免を受けようとする理由	
その他必要な事項	

様式第16号（第5条関係）

普通公園使用料還付申請書

年 月 日

島田市長

申請者 住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 ㊟

次のとおり普通公園の使用料の還付を申請します。

普通公園名	
許可を受ける年月日	年 月 日
許可番号	第 号
許可内容	
既納の使用料	円
還付を申請する理由	
その他必要な事項	

(注) 許可書及び領収書を添付すること。

様式第17号（第6条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

島田市長

所在地

名称

代表者の氏名

㊟

電話番号

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定を受けようとする公園	名称	
	所在地	
指定を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	
添付書類	1 指定公園事業計画書 2 指定公園の管理に関する業務の収支予算書 3 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類） 4 この申請書を提出する日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度において事業の実績がある場合はその事業報告書及び収支計算書 5 設立趣旨、事業内容等法人等の概要が分かる書類 6 その他（ ）	

様式第18号（第6条関係）

指定公園事業計画書

年 月 日

施設名			
法人等の名称			
代表者の氏名		設立年月日	年 月 日
団体の所在地			
電話番号		FAX番号	
現在運営している施設名	所在地	運営開始年月日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
1 管理運営を行うに当たっての経営方針			
2 管理運営を行う意欲について			

<p>3 管理運営について</p> <p>(1) 職員の配置等について</p> <p>(2) 年間の自主事業について</p> <p>(3) 利用者等の要望の把握について</p> <p>(4) 苦情処理について</p>
<p>4 指定公園の利用率向上のための計画について</p>
<p>5 個人情報の保護の措置について</p>
<p>6 緊急時の対応について</p> <p>(1) 防犯及び防災の体制について</p> <p>(2) 災害発生時の対応について</p> <p>(3) その他緊急時の対応について</p>
<p>7 その他特記すべき事項</p>

様式第19号（第7条関係）

指定管理者指定書

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者の氏名 様

島田市長



指定管理者として次のとおり指定します。

施設名	
指定の期間	年 月 日から 年 月 日まで

指定管理者指定取消通知書

第 号
年 月 日

所在地

名称

代表者の氏名 様

島田市長 印

次に掲げる理由により、指定管理者の指定を取り消すので通知します。

施設名	
取消しの理由	
取消しの日	年 月 日

(注) この処分に不服がある場合は、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

1 審査請求

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、島田市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、島田市を被告（訴訟において島田市を代表する者は島田市長となります。）として提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

様式第1号（第2条関係）

（令2規則20・令2規則55・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（令2規則20・令2規則55・一部改正）

様式第3号（第2条関係）

（令2規則20・令2規則55・一部改正）

様式第4号（第2条関係）

（令2規則20・令2規則55・一部改正）

様式第5号（第2条関係）

（令2規則20・令2規則55・一部改正）

様式第6号（第2条関係）

（令2規則20・令2規則55・一部改正）

様式第7号（第2条関係）

（令2規則20・令2規則55・一部改正）

様式第8号（第2条関係）

（令2規則20・令2規則55・一部改正）

様式第9号（第2条関係）

（令2規則20・令2規則55・一部改正）

様式第10号（第2条関係）

（令2規則20・令2規則55・一部改正）

様式第11号（第2条関係）

（令2規則20・令2規則55・一部改正）

様式第12号（第2条関係）

（令2規則20・令2規則55・一部改正）

様式第13号（第2条関係）

（令2規則20・令2規則55・一部改正）

様式第14号（第2条関係）

（令2規則20・令2規則55・一部改正）

様式第15号（第4条関係）

（令2規則20・令2規則55・一部改正）

様式第16号（第5条関係）

（令2規則20・令2規則55・一部改正）

様式第17号（第6条関係）

（令2規則55・追加）

様式第18号（第6条関係）

（令2規則55・追加）

様式第19号（第7条関係）

（令2規則55・追加）

様式第20号（第8条関係）

（令2規則55・追加）